

命 令 書 (写)

申 立 人 X 組合
執行委員長 A 1

被 申 立 人 Y 会社
代表取締役 B 1

上記当事者間の愛労委令和2年(不)第2号及び同第3号併合不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、令和3年3月22日第1640回公益委員会議において、会長公益委員佐脇敦子、公益委員森美穂、同井上純、同酒井一、同杉島由美子、同説田一成、同渡部美由紀出席し、合議の上、次のとおり命令する。

主 文

本件申立てを棄却する。

理 由

第1 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、被申立人Y会社(以下「会社」という。)が令和2年2月11日及び13日に、会社の従業員である申立人X組合(以下「組合」という。)の組合員に対して自宅に待機するよう命じたり退職を勧奨したことが労働

組合法（以下「労組法」という。）第7条第1号、第3号及び第4号に該当する不当労働行為であるとして、同月18日及び19日に申し立てられた事件である。

なお、請求する救済の内容は、謝罪文の掲示等である。

2 本件の争点

令和2年2月11日及び13日、会社は、組合の組合員とされるA2（以下「A2氏」という。）に対し、自宅に待機するよう命じたり退職を勧奨したか。当該行為は、労組法第7条第1号、第3号及び第4号の不当労働行為に当たるか。

第2 認定した事実

1 当事者

- (1) 組合は、地域で働く労働者で組織される労働組合である。
- (2) 会社は、一般乗用旅客自動車運送事業を営む株式会社であり、本件結審時における従業員数は130名である。

2 A2氏が会社を退職するまでの経緯等

- (1) 令和2年2月11日、会社の営業部長であるB2（以下「B2部長」という。）はタクシーのドライバーであるA2氏に対し、同人が運転していたタクシーの車内で喫煙したことを注意し、当該喫煙について報告書を提出するよう指示した。その直後、同人は帰宅した。

当時の会社の就業規則第46条には「従業員は、次の各号に掲げる事項を守り、服務に精励しなければならない。」「(16) 所定の場所以外で、喫煙し、又はたき木、電熱器若しくはコンロ等の火気を許可なく使用しないこと」と規定されており、会社はタクシーの車内で喫煙することを許可していなかった。

- (2) 令和2年2月12日から同年3月16日までの間のA2氏が勤務する日として予定されていた日に、同人は出勤しなかった。

- (3) A 2氏は会社に対し、喫煙していた事実を認めた上で今後は車内で喫煙しない旨を記載した令和2年3月14日付けの「報告書」と題する書面を提出した。
- (4) 令和2年3月17日以降、A 2氏は会社に出勤した。
- (5) 令和2年3月28日、会社はA 2氏から、一身上の都合で退職する旨記載された「退職届」を受領した。

第3 判断及び法律上の根拠

(1) 組合の主張要旨

会社は、令和2年2月11日にB 2部長及び会社の総務課長であるB 3が、同月13日にB 2部長及び会社の営業次長であるB 4が、A 2氏に対し、自宅に待機するよう命じたり退職勧奨をした。

(2) 会社の主張要旨

令和2年2月11日及び13日に、会社がA 2氏に対して自宅待機を命じたり退職を勧奨したりした事実はなく、A 2氏の退職もA 2氏自身が申し出たものであるから、組合が主張する不当労働行為はおよそ存在しない。

(3) 判断

組合は令和2年2月11日及び13日に会社からA 2氏が自宅待機命令や退職勧奨を受けたと主張する。

そして、A 2氏が同月11日にB 2部長から注意を受けた直後に帰宅したこと、同月12日から同年3月16日までの間のA 2氏が勤務する予定であった日に同人が出勤しなかったこと及び同人が同月28日に退職届を提出したことが認められる(第2の2(1)、(2)及び(5))。しかしながら、A 2氏が同年2月11日及び13日に会社から受けたとする行為の態様についての組合の主張及び疎明は具体性を欠いており、これらの行為を会社が行ったと認めるには足りない。

したがって、本争点に係る不当労働行為性について判断するまでもない。

よって、当委員会は、労組法第27条の12及び労働委員会規則第43条により、主文のとおり命令する。

令和3年3月22日

愛知県労働委員会

会長 佐脇敦子